



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,  
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年4月24日

コートジボワールシリーズ（6）  
～統一商事会社法の改正と代表事務所及び連絡事務所～

1. 代表事務所及び連絡事務所の性格

去年の統一商事会社法の改正により、支店のみならず代表事務所及び連絡事務所の設置が許容されることになった。

支店は、会社や個人に帰属する商業施設や工業施設で経営の裁量を有するものをいう（統一商事会社法 116 条）。支店は、独立した法人格を有せず、会社や個人と異なる（同 117 条）。支店は RCCM で登録される（同 119 条）。外国会社の支店の場合、原則として設置から 2 年以内に既存の会社に帰属させるないし設立した会社に帰属させなければならない（同 120 条）。

これに対して、代表事務所や連絡事務所は、会社に帰属して同会社や事務所がある市場と連絡する役割を担う。経営の裁量はなく設置した会社の事務所に関連して準備活動や付随的な活動を行うのみにとどまる（同 120-1 条）。代表事務所や連絡事務所は、独立した法人格を持たない。代表事務所や連絡事務所は、外国会社によるものでも構わない（同 120-3 条）。それらは、RCCM で登録される。代表事務所の活動によって支店に変更したと判明した場合、かかる変更から 30 日以内に RCCM で変更の請求をしなければならない（同 120-5 条）。

以上の通り、外国会社の支店は 2 年以内に帰属先を変更する必要があるのに対し、代表事務所及び連絡事務所は市場調査等準備活動や付随的な活動を行う限り外国会社であってもそうした制限はない。但し、同 120-5 条により、変更を余儀なくされる場合があるので注意をすべきである。

2. 登記

代表事務所の設置に関する議事録、親会社の商業登記簿謄本及び定款、代表者の身分証の写し、登録済みの賃貸借契約その他の書類並びに登録費用・印紙代等が必要である。詳しくは専門家に確認されたい。

3. 結語

2 については、各種専門家などに聴取した事項であるが、各専門家や商事裁判所の長官 など各自が異なる意見を持っている様子である。おそらく、現時点においても相当程度の混乱が生じているという認識である。

なお、協力してくれた Véronique Ekra Kouame 氏（Désiré Konan 公認会計士の下で仕事をしている）、コートジボワール留学生 Yao Dedjo Simon 氏及び CEPICI にいらっしゃる六角一雄氏に感謝の意を示したい。

赤坂国際法律会計事務所  
〒104-0031  
東京都中央区京橋 1-1-10  
西勘本店ビル 5 階  
TEL(03)3548-2702  
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム  
弁護士 角田 進二

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

*"Work for clients, work for society and work for our team"*

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

[www.ailaw.co.jp](http://www.ailaw.co.jp)